

あなたの応援が長島の 夢と活力を生み出します

ふるさと納税にご協力を

長島町では、平成 26 年度も「ふるさと納税制度」により寄附金を募っています。

これまで皆さんからいただいた寄附金は「夢追いふるさと長島景観基金」「夢追い獅子島架橋基金」として積み立てられたほか、一部はイベントなどで使わせていただきました。

こんな特典が…

1 口 (5,000 円) 以上寄附いただいた皆さん全員に、長島町特産のデコポンを、さらに 6 口 (30,000 円) 以上寄附いただいたかたには、デコポンと併せて鰯王 (フィレ) をお送りする計画です。鰯王は 12 月末に、デコポンは 2 月中に発送する予定です。



↑ 町特産のデコポンと鰯王 (フィレ)

寄附の手続き

町ホームページから寄附申請書をダウンロードし (町ホームページ→行政情報→ふるさと納税)、申請書に必要事項を記入の上、役場企画財政課へ郵送、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。

申請書の受付確認後、町から専用の払込票を送付しますので、所定の金融機関から払い込みください。

寄附申請書については、電話でも承ります。詳細については問い合わせください。

長島町で生まれ育った皆さん、長島町に縁のある皆さん、ぜひこの制度を活用し、まちづくりを一役担ってみませんか。

◎問い合わせ先

役場企画財政課財政係

☎ (86) 1134 [直通]

FAX (86) 0950

電子メール kizai@town.nagashima.lg.jp

浄化槽法定検査を受けましょう

浄化槽法定検査は、法律で定められた検査です。浄化槽を持つ人は、必ず受検しましょう。

この検査は、浄化槽の適正な維持管理による環境保全を目的に実施するもので、知事が指定した検査機関である (公財) 鹿児島県環境検査センターの検査員が事前にハガキで通知した検査日に伺い、現場での検査と浄化槽の放流水を採水し持ち帰り水質検査を行います。(地元の保守点検業者が行う保守点検とは別のものです)

毎年 1 回実施することとなっているこの検査は、11 人槽以上および官公署の浄化槽を検査対象としていましたが、平成 17 年度から 10 人槽以下の家庭槽も検査対象となりました。

検査対象となった浄化槽 (設置年度ごとに対象としています) については、事前に指定検査機関から日程通知がありますので必ず受検するようお願いします。

検査手数料 (5 ~ 10 人槽)

検査料金	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
定期検査	4,000 円	6,000 円



↑ 法定検査を行う検査員

◎問い合わせ先

県環境検査センター

☎ 099 (296) 9000

役場水道課下水道係

☎ (88) 5664 [直通]